

運搬等契約書(案)

北海道（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、北海道博物館特別展「ジオパークへ行こう！」資料等（以下「資料」という。）の搬送等について、次のとおり契約する。

（実施要項）

第1条 乙は別紙搬送仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき資料の梱包、積み込み、搬送、開梱、撤去、展示作業、運搬保険の加入等（以下、「搬送等」という。）を行うものとする。

2 前項の仕様書に定めのない事項については、甲乙協議して処理するものとする。

（業務期間）

第2条 業務期間は、契約締結日の翌日から平成28年10月7日までとする。

（搬送等料金）

第3条 搬送等料金 円とする。

（内訳）

区 分	金 額	備 考
搬送料金	円	
消費税等	円	
保険料	円	
合 計	円	

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、金 円とする。〔契約保証金は免除する。〕

（注）〔 〕書きの部分は、契約保証金を免除する場合に使用する。

（搬送等料金の支払い）

第5条 乙は、搬送等の業務が終了したときは、完了届を速やかに甲に提出するものとする。

また、乙は完了届提出後、搬送等料金の支払いを甲に請求するものとし、甲は乙から適法な支払い請求書を受領した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に北海道会計管理者勤務の場所において支払うものとする。

（履行遅滞）

第6条 乙は、別紙搬送仕様書による期日までに搬送等を行うことができない場合は、その理由を付して、甲に延期の申し出をしなければならない。

2 前項の申し出があった場合において、甲が期日の延期を承認したときは、その理由が天災その他不可抗力によるものと甲が認めた場合又は甲の責めに帰すべきものである場合を除き、乙は搬送等履行の日までの日数に応じ、当該遅滞に係る搬送等料金につき年2.8パーセントの割合で計算した額を違約金として甲に支払わなければならない。

3 甲は、その責めに帰すべき理由により約定期間内に搬送等料金を支払わないときは、その支払期限の日から支払いの日までの日数に応じ、当該未払額につき年2.8パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

(権利又は義務の譲渡等)

第7条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(解除)

第8条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき理由により、乙がこの契約の条項に違反した場合又は乙がこの契約を履行する見込みがないと甲が認めた場合。

(2) 第3項に規定する理由によらないで、乙から契約解除の申し出があった場合。

(3) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時搬送業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関連する契約の相手方が、アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、前項に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約の解除を申し入れることができる。

3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により、甲がこの契約に違反したときは、この契約を解除することができる。

第8条の2 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(1) 乙が排除措置命令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この条において「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令をいう。）を受けた場合において、当該排除措置

命令についての行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項に規定する処分の取消しの訴え（以下この条において「処分の取消しの訴え」という。）が提起されなかったとき。

- (2) 乙が納付命令（独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条において同じ。）を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき。（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）
- (3) 乙が、排除措置命令又は給付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (4) 乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。
- (5) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合（これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなかった場合（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。）における乙に対する命令とし、これらの命令が乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛て人に対する命令とする。）により、乙に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間（独占禁止法第7条の2第1項に規定する実行期間をいう。）を除く。）に入札又は北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第165条第1項若しくは第165条の2の規定による見積書の聴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。）。
- (6) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。

（損害賠償）

第9条 第8条第1項の規定により契約が解除されたときは、乙は、契約額の10分2に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。

2 第8条第2項又は第3項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害があるときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。

3 乙は、その責めに帰すべき理由により業務の処理に関し甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

4 前2項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。

第9条の2 乙は、この契約に関して、第8条の2各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として契約額の額の10分2に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同上第1号及び第3号から第6号までに掲げる場合において、排除措置命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りでない。

2 甲は、実際に生じた損害の額が前項の契約の額の10分1に相当する額を超えるときは、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

3 前2項の規定は、契約を履行した後においても適用があるものとする。

（相殺）

第10条 甲は、乙に対して金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する契約保証金返還請求権、搬送等料金請求権その他の債権と相殺することができる。

（秘密の保持）

第11条 乙は、搬送等の処理に監視知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 乙は、その使用する者が搬送等の処理に関し知り得た秘密を他に漏らさないようにしなければならない。

（管轄裁判所）

第12条 この契約について訴訟を行う場合は、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

（契約に定めのない事項）

第13条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 北海道
北海道博物館
館長 石 森 秀 三

住所

乙 氏名

